

◎新潟県告示第1238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市小栗山字入山2910番75から 同市余川字平石2419番20まで	新	10.0～120.6メートル	2,450.2メートル
南魚沼市小栗山字入山2910番75から 同市小栗山字入山2910番75まで	旧	12.6～14.0メートル	12.7メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更